

ふなばし健康まつり実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市における健康増進計画「ふなばし健やかプラン21」の推進を目的に開催するふなばし健康まつりの企画及び運営を行うため、ふなばし健康まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ふなばし健康まつりの実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項。

(組織)

第3条 実行委員会は、第2条各号に掲げる事項を行うため、本部長、実行委員長、副実行委員長、会計、監事、実行委員を置く。

- 2 本部長は、ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議会長をもって充てる。
- 3 実行委員は、ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議役員から選出する。
- 4 本部長は、前項に掲げるもののほか、必要と認めるものを実行委員に充てることができる。
- 5 実行委員長、副実行委員長、会計は実行委員より選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、各年度の第1回実行委員会が開催された日から、その年度の終了する日までとする。

(本部長、実行委員長、副実行委員長及び会計の職務)

第5条 本部長は、会務を総理する。

- 2 実行委員長は、実行委員会を代表する。
- 3 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、本会の経理を総括する。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は、必要に応じて実行委員長が招集する。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務局は、健康福祉局健康部地域保健課内に置く。

(監事)

第8条 監事は、ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議監事をもって充てる。

- 2 監事は、会計を監査する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、別途協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月9日から施行する。

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。